

令和5年（行ウ）第312号

令和6年（行ウ）第81号、同第86号、同第447号

伐採許可処分取消等請求事件

原告 大澤 暁 外

5 被告 新宿区（処分行政庁：新宿区長）

### 原告準備書面（5）

令和7年5月30日

東京地方裁判所民事第51部2B係 御 中

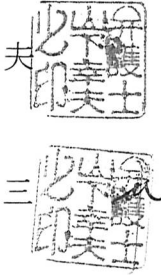
10

原告ら訴訟代理人

弁護士 山 下 幸 夫

原告ら訴訟復代理人

弁護士 本 間 耕 三



15

原告らは、令和7年5月21日付原告準備書面（4）の下記部分について、その主張を補充する。

20

原告らが、原告準備書面（4）の第2、3において、「被告である新宿区自身が過去の調査において建国記念文庫を樹林としている…」と主張した際の「過去の調査」と「樹林としている」とは、令和6年8月7日付原告準備書面（2）第3、2、(3)において、「(新宿区は) 令和2年4月から令和3年2月までに行った「新宿区みどりの実態調査（第9次）」において、神宮外苑の建国記念文庫周辺を『樹林』であると判断して、地図に記載している（甲67）。」（同18、19頁）との記載の「新宿区みどりの実態調査（第9次）」について「樹林」として地図に記載していることを指している。

25

以上



令和5年(行ウ)第312号、令和6年(行ウ)第81号、同第86号  
伐採許可処分取消等請求事件

原告 大澤 暁 外

被告 新宿区(処分行政庁:新宿区長)

証 拠 説 明 書 ( 8 ) 修 正

令和7年5月30日

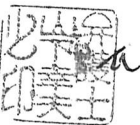
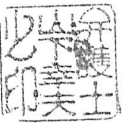
東京地方裁判所民事第51部2B係 御 中

原告ら訴訟代理人

弁護士 山 下 幸 夫

原告ら訴訟復代理人

弁護士 本 間 耕 三



原告らは、甲第74号証の1乃至甲第78号証につき、次のとおり証拠説明をする。

号 証	標 目 (原本・写しの別)	作成 年月日	作 成 者	立 証 趣 旨	備考	
甲74 の1	Definition al issues related to reducing emissions from defor estation i n developi ng countri es (抜粋)	写し	H19年 (2007 年)	国連の気 候変動に 関する国 際連合枠 組条約(U NFCCC) 事務局	国連の気候変動に関 する国際連合枠組条 約 (UNFCCC) 事務局 による「開発途上国 における森林破壊に よる排出量削減に関 する定義上の問題」 と題する冊子の「Fo rest」に関する記述 の抜粋	
甲74 の2	翻訳文	写し	作成日 不詳	(翻訳者) 原告大澤 暁	上記冊子のうち、UN FCCC2001の森林 (Fo rest) の定義につい ての日本語訳	



甲75	空中写真	写し		(撮影者) 国土地理院	建国記念文庫についての伐採前の状況
甲76	写真	写し		(撮影者) 原告大澤 暁	建国記念文庫についての伐採前の状況
甲77	回答書(抜粋)	写し	R5. 3. 27	本件事業者	建国記念文庫の総樹木数が149本である事実
甲78	許可通知書等(抜粋)	写し	R6. 11. 25	新宿区長 吉住健一	訴外明治神宮外苑から申請された竹木の伐採を許可(本件処分3)する旨通知した事実及びその内容等

以上